

議事要旨(5) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」に寄せられたコメントへの対応及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクター及び淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 公開草案の提案どおりとする案 2 は有力と考える。なお、案 1 について、いずれかに分類することが重要なのではなく、回収可能額を計上することが重要であることを考慮すると、「～を勘案し、いずれかに分類する。」ではなく、適切な額を計上するという趣旨を記載すれば足りると考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本公開草案第 35 項や他の会計基準で分類に応じた取扱いを定めている事項への対応が必要となり、見直しが多岐にわたる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 工夫して文案を見直しても皆が合意するものとならないことから、公開草案の提案どおりとすることでどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会でも、本公開草案の記載のままとする方が実務の混乱が少ないのではないかと意見が聞かれている。

スケジューリングの定義に関する事項について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 実務上、スケジューリングを定義しなくても不都合があるわけではないことから、事務局提案に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案第 21 項では、「なお、(分類 2) に該当する企業においては、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。」とされ、回収可能性がないこととスケジューリング不

能ということが同義語と捉えたとされている。回収可能性の有無と、スケジューリングをつなげて考えるべきところが文案上配慮されず、結果として適切に定義されていないことから、スケジューリングを定義しない提案に賛成する。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - スケジューリングを定義しないという提案に反対しない。なお、文案が公開草案の提案どおりとなっていることから、結論の背景に検討の経緯を記載することが有用なのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- スケジューリングについては実務において一定の幅があると認識しており、検討の経緯を記載することで却って実務を混乱させる懸念もあると考えている。

合理的な説明に関する取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 案 1 の「反証」という言葉は、逆の状況を証拠で示すイメージが強いと感じる。監査人と企業が合意するという程度と考えると案 2 の「合理的な根拠」という言葉が適切と考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 案 1 も案 2 も変わらないが、一般的に「経営者が合理的な根拠によって裏付ける」という表現の方が、企業の判断に基づくことをわかりやすく表現していることから、案 2 に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「反証」と「経営者が合理的な根拠によって裏付ける」の違いがわかりづらく、いずれも要求レベルが高い。例えば、「企業が合理的に説明する場合」としてもよいのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 合理的な根拠がなければ、合理的な説明はできないため、案 1 や案 2 と同等にはならないのではないかと。また、他の基準で「合理的に説明する」という表現は基本的に使われていないと理解しているため、「企業が合理的に説明する場合」という表現は、会計基準として適当ではないと考える。

税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討について

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 税効果会計で見積っているのは、繰延税金資産の回収可能性や課税所得等であり、税率は、為替や株価などと同様に、期末で測定するための基準値と考える。このため、決算日後に税率の変更が行われた場合、修正後発事象には該当しないと考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 回収額を見積るという点で、上場株式の減損に用いる株価等と同じ取扱いと整理する方がよいのではないかと考える。なお、現状の文案では、税効果会計基準において開示後発事象として取り扱われていることが修正後発事象に該当しない理由の 1 つとなっているが、あるべき取扱いを明確にしたうえで記載して頂きたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 決算日後に税率が変更された場合の取扱いについては、現状の文案に違和感はない。ただし、3 月において税率の変更は予測可能な状況にある中で、国会の成立が 3 月末から数日経過した場合であっても税率を見直せないとする必要はあるのか。

以 上